

Q5 事故前は両親と1つの家に住んでいました。今後、両親は元の家を修理して帰還し、自分達家族は避難先に新しく家を建てることにしました。その両方は賠償の対象にはなりますか？

A 賠償可能金額の範囲であれば、両方の費用が賠償されます。

原発事故時に同じ住居に住んでいた方が、住むために取得する住居であれば、複数の住居も住居確保損害賠償の対象になります。

したがって、質問の場合で、賠償可能額の金額が2000万円、宅地・建物の賠償金額が1000万円とすると、避難先で2500万円の住居を購入し、賠償可能額を1500万円使い、残りの500万円を従前の自宅の修理費用に使うことができます。

Q6 手元にある資金だけでは、新しい建物を建てられません。

A 住居確保損害賠償は、実際に費用を支出する前に、概算払いを受けることができます。

建築業者等が作成した費用の見積書等を提出することで、概算で賠償金の支払いを受けることができます。

また、実際にかかった費用が概算払いを受

けた金額を上回った場合には、賠償可能金額の範囲であれば、上回った部分の支払いを追加で受けることができます。

Q7 従前の住宅が借家の場合にも住居確保損害賠償の対象になりますか？

A 対象になります。

原発事故時に借家に住んでいた方については次の区分に応じた賠償内容になります。

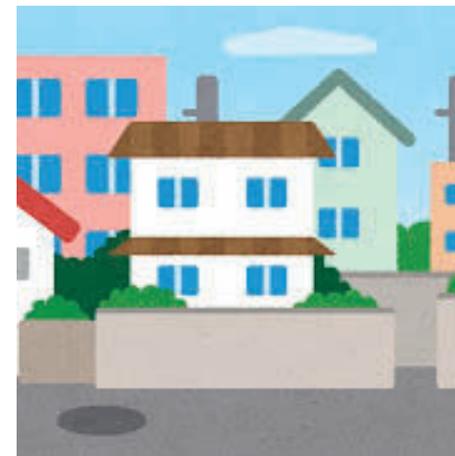
今後住む場所	賠償内容
対象区域外	①従前の借家と新たな借家の家賃の差額分（8年分） *定額賠償または実際に差額が生じているときは差額分 ②新たな借家の礼金等の一時金相当額（定額）
対象区域内	①従前の借家と新たな借家の家賃の差額分（8年分） *実際に差額が生じているときの差額分 ②新たな借家の礼金等の一時金相当額（定額）

*対象区域＝帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域（かつてこれらの区域だったが、避難指示が解除された区域も含む）

*定額賠償の金額は別途お問い合わせください。

*帰還困難区域、旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域（20km圏内）対象

住居確保損害賠償 Q & A



南相馬市復興企画部
原子力損害対策課

〒975-8686

福島県南相馬市原町区本町2丁目27番地

電話 0244-24-5337

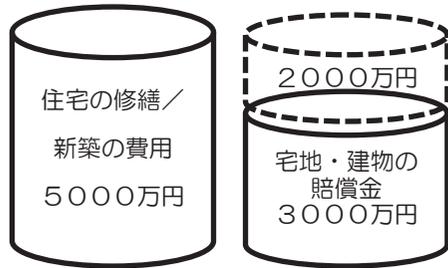
FAX 0244-23-2511

平成29年2月作成

Q1 住居確保損害賠償とは、どういう賠償ですか？

A 自宅の修理や新たな住居の取得費用などに対する賠償です。

賠償のイメージは次のとおりです。



点線の円柱の部分、住宅の修繕または新築の費用が宅地・建物の賠償金を超えた部分の金額が追加で賠償される仕組みです。

Q2 賠償の対象となる費用は？

A 以下のような費用です。

- ①新たに住むための土地の購入費用（造成費用も含む）
- ②新たに住む家の購入または建築、従前の自宅の建替え費用（外構設置費用も含む）
- ③従前の自宅の修繕・リフォーム費用
- ④従前の自宅の建替えのための解体費用
- ⑤新たに住む家の家賃等
- ⑥登記費用等の諸費用

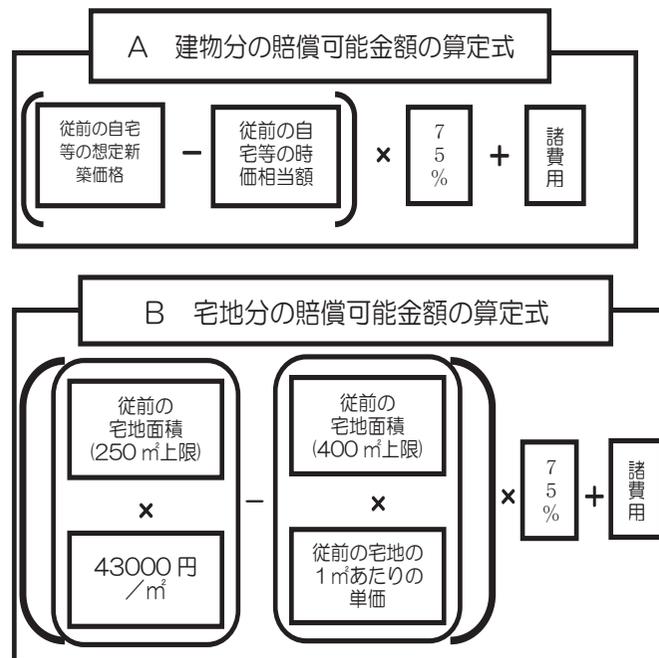
*家具や家電等の家財の購入・設置費用は対象になりません。

Q3 追加で支払われる賠償金に上限はありますか？

A 「賠償可能金額」が賠償金の上限を示しています。

実際の賠償可能金額は東京電力の請求書や「賠償対象資産一覧」という書類に書かれています。賠償開始時の書類から賠償可能金額が変わっている場合があるので、最新の書類で確認することをおすすめします。

賠償可能金額の算定方法はおおむね次の図のとおりになります。「帰還」を選択した場合には、図Aの建物分の金額、「移住」を選択した場合には図Aの建物分と図Bの土地分を合わせた金額になります。



Q4 「移住」と「帰還」どちらを選択した方が有利ですか？

A 必ず有利な方はありません。自分の今後の住宅プランにあった方式を選ぶのが適切です。

Q3のAの説明のとおり、「移住」を選択した場合の方が賠償可能金額は大きくなります。

しかし、住居確保損害賠償は住宅の取得等の費用の金額が、「宅地・建物の賠償金額」を超えないと、追加で賠償金が支払われません。

「移住」を選択すると、「宅地・建物の賠償金額」は従前の建物と宅地、両方の合計額になります。つまり、追加の賠償を受ける前に受取済みの賠償金を手出しする金額も大きくなるのです。比較イメージは次のとおりです。

「移住」は新しい土地の購入のように支出が大きい場合に適し、従前の自宅の修繕のみのような支出が小さい場合には適しません。

また、帰還の場合、従来の建物の解体費用が賠償可能金額とは別枠で実費賠償されます。

